

森林環境譲与税の公表について

森林環境譲与税とは

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月に施行され、都道府県、市町村に譲与が開始されました。森林環境譲与税は、法令で用途が定められており、市町村は森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進等に関する費用に充てることとなっています。

森林環境譲与税の用途公表について

森林環境譲与税の用途公表については、適切に用いられることが担保されるよう、インターネットの利用等により用途を公表することとなっています。

令和3年度 森林環境譲与税の用途公表

市町村名	事業区分	事業総額(千円)			事業内容	実績	税導入の効果(総括)
		うち当該年度の森林環境譲与税(千円)	うち基金取崩額(千円)	うち他の財源(千円)			
伊平屋村	基金積立	346	346	0	令和5年度以降を目途に木材・普及啓発等に関する事業に充てるために全額を基金に積立する。	基金積立346千円	令和5年度以降を目途に木材・普及啓発等に関する事業に充てるために全額を基金に積立した。